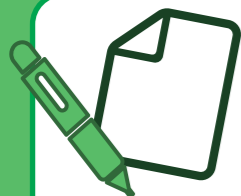




福岡市の事業者のみなさま 3Rへのご協力をお願いいたします。

- Reduce**・・・発生抑制 大切に使うってごみを減らしましょう
- Reuse**・・・再使用 使えるものは繰り返し使しましょう
- Recycle**・・・再資源化 ごみに出さず資源として再利用しましょう



地球環境のためにリサイクル以外にできること 【グリーン購入】を始めてみませんか



環境に配慮したグリーン購入を推進することは、一人ひとりのライフスタイルを環境にやさしいものに変えていくだけでなく、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにもつながります。商品選定の際は下記をご参照ください。

○エコマークについて

- 日本で唯一の第三者認証(ISO14024)ラベルで、環境省所管の(公財)日本環境協会が運営しています。
- エコマークの認定商品を探す、認定基準を調べるには・・・ **エコマーク** で検索
<https://www.ecomark.jp/>

○グリーン購入法適合商品について

- グリーン購入法適合商品は、エコマークのような第三者認証を受けた商品ではありませんが、各メーカーがグリーン購入法における判断基準に適合する商品を自主的に製造し、そのことを公表している商品です。
- 詳しく知りたい方は・・・ **グリーン購入ネットワーク** で検索 <https://www.gpn.jp/>
- グリーン購入法適合商品の基準を知りたい場合は・・・ **グリーン購入法適合商品の基準** で検索
(環境物品等の調達に関する基本方針)
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

事業者のみなさまへ

事業系一般 廃棄物処理

Commercial Waste Rulebook

ルールブック

保存版



Reduce
use
cycle

みんなで作ろう！
活力ある未来へつなぐ
循環のまち・ふくおか

Fukuoka - The 3R City

大量生産・大量消費・大量廃棄
によって経済発展を遂げた20世紀を経て、私たちは資源が有限であることに気付き、循環型社会の構築は今や大きな社会的課題となっています。

このことは、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現を目指して、2015年9月に国連サミットで世界が合意した持続可能な開発目標「SDGs」の17の目標のうち、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」の達成にも関わるものです。

福岡市では、2021年8月に「循環のまち・ふくおか推進プラン」を策定し、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物を重点3品目と位置付けて、更なるごみ減量・リサイクルの取組みを推進しています。

本ルールブックは、限りある資源の有効利用について認識を深め、ごみの減量・リサイクルに取り組む一助としていただくために発行しました。「資源物」とするか「ごみ」とするかは、事業者の皆さま次第です。「住み続けられるまちづくり」を目指し、事業者の皆さまのご協力をお願いいたします。



もくじ



事業所から出るごみの分類と処理方法

事業系一般廃棄物とは	P3・4
事業系廃棄物の分け方・出し方	P5・6
処理を正しく行いましょう	P7・8

古紙の分別と処理方法

古紙の分別と出し方について	P9・10
機密書類の処理について	P11
その他古紙に関すること	P12

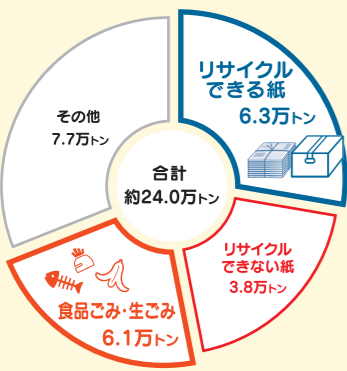
食品廃棄物、その他の処理方法

食品廃棄物・食品ロスの削減について	P13・14
その他(木くず・せん定枝、家電など)リサイクルについて	P15・16



業種別 ごみ減量・リサイクルチェックシート P17・18

福岡市の事業所から出るごみの現状



事業所から出された燃えるごみのうち、リサイクルできる紙と食品ごみ・生ごみが約半分を占めています。これらをごみにしないためにも、更なるごみの減量とリサイクルが必要です。

リサイクルできる紙：約 **6.3** 万トン
食品ごみ・生ごみ：約 **6.1** 万トン



事業系可燃ごみの組成(令和元年度:基準年次)

廃棄物処理に関する責務など

事業者の責務	P19
特定事業用建築物について	P20
根拠となる法令	P21
お問い合わせ先	P22

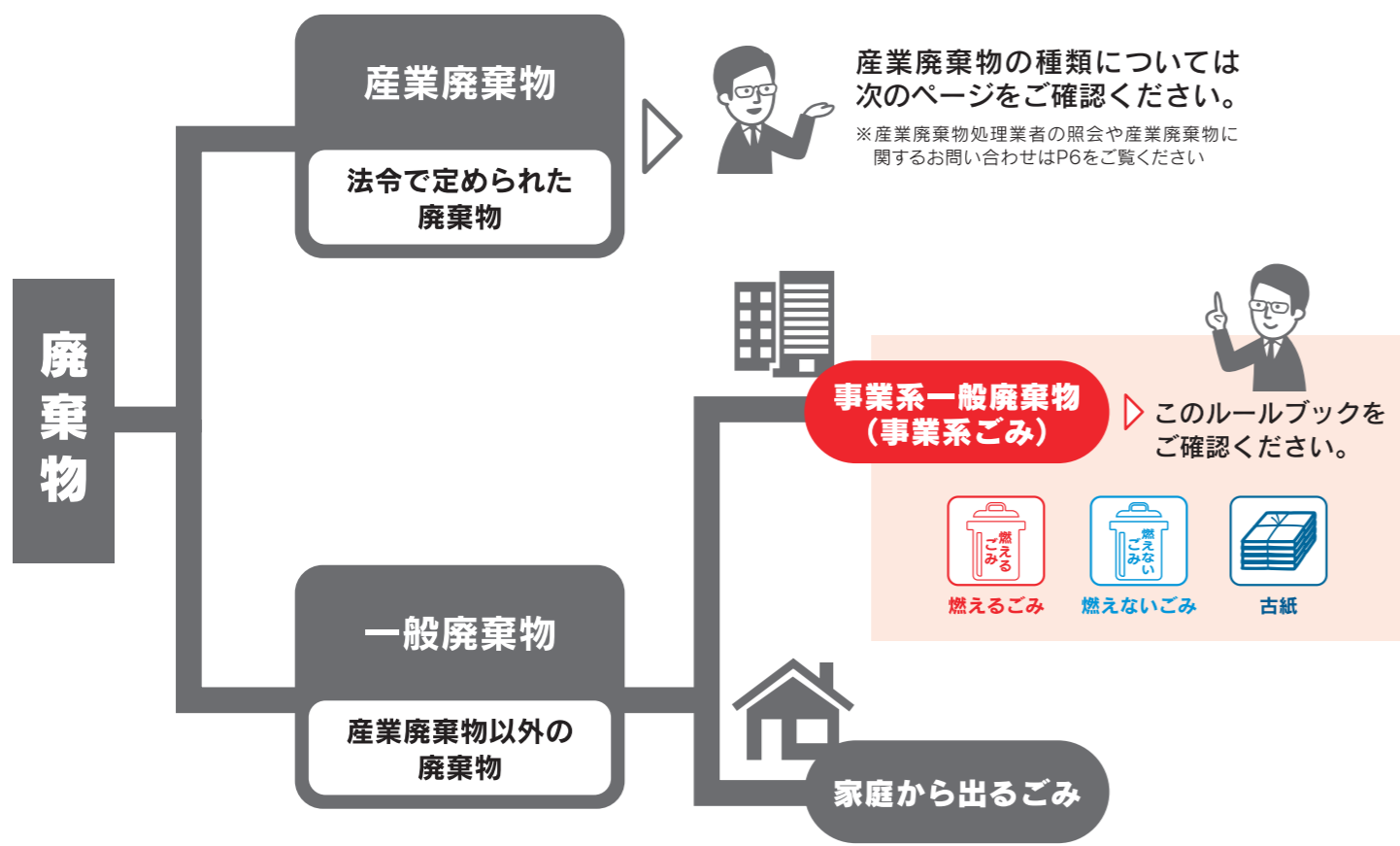




事業系一般廃棄物とは



廃棄物のうち、産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物(事業系ごみ)です。事業活動とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



産業廃棄物の種類と具体例



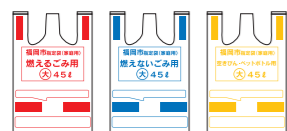
産業廃棄物は20種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①~⑫)と特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬~⑲)とがあります。

種類	具体例	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ	特定の事業活動に伴うもの
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥等	
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油等	
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液	
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液	
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等金属性家具類(机、ロッカー等)	
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等	
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等熔解炉かす等	
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物	
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず		
⑭ 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等		
⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず		
⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物		
⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥		
⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿		
⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体		
⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		



事業所から出るごみを家庭ごみとして出すことはできません。

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業所から出るごみは規模に関わらず、必ず事業者の責任で適正に処理してください。



不法投棄や野外焼却は犯罪です。

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が課せられます。





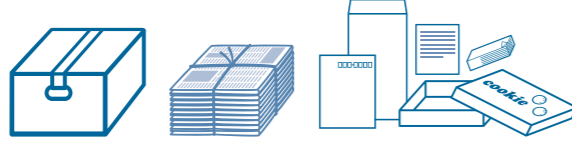


5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその両方が課せられます。

上表①、②、⑥、⑨、⑪、⑬、⑮の産業廃棄物のうち中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者が福岡市内で排出した産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、市の処理施設でも受入れています。自己搬入する場合は自己搬入ごみ事前受付センターへ(P8参照)










事業系廃棄物の分け方・出し方

事業系一般廃棄物(事業系ごみ)として処理するもの

食品・生ごみ等	食品の売れ残り 料理の食べ残り 飲食店の厨房などから出る調理くずなど 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。 P7・P8へ 食品リサイクル業者に処理を委託してください。 P13・P14へ
	小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、余剰食品、規格外商品など	フードバンクへの寄付をご検討ください。 P13・P14へ ・食品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組むよう努めてください。
紙類(リサイクル)できない紙	食品や油の付いた紙 使用済みのティッシュ リサイクルできない紙など 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。 P7・P8へ ・建設業※、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
	段ボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ※、機密書類 ※雑がみとは、段ボール、新聞紙、雑誌類以外の紙です。 	古紙業者(しっかり分別)又は一般廃棄物収集運搬許可業者(ゆる分別)に回収を依頼してください。 ※古紙業者と一般廃棄物収集運搬許可業者を併用することもできます。 P9~P12へ 古紙業者又は福岡市リサイクルベースに自己搬入してください。 P9~P12へ ・建設業※、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
木くず・せん定枝	せん定枝など 	民間のリサイクル施設に自己搬入してください。 P15へ 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。 ※産業廃棄物以外の木くず・せん定枝のみ P7へ
	・木くず・せん定枝は、市の処理施設への搬入はできません。 ・建設業※、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	
古布	不要になった衣類など 	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。 P7・P8へ
	・化学繊維製品は産業廃棄物です。 ・建設業※、繊維工場などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。	

※建設業に関わるもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)

産業廃棄物として処理するもの

プラスチック類	プラスチック製の容器、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など 	産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
金属類	缶類(スプレー缶など)、金属類、その他金属製のもの(事務所の机、椅子、ロッカーなど) 	
ガラス・陶磁器類	コップなどのガラス類、陶磁器など 	
電池類	乾電池、充電電池など 	
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池など 	
缶	飲料用などの缶 	納入業者やリサイクル業者に引き取りを依頼してください。納入業者などの引き取りができない場合は、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
びん	飲料用などのびん	
ペットボトル	飲料用などのペットボトル	
混合物	パソコン ・デスクトップパソコン本体 ・ディスプレイ ・ノートブックパソコンなど 	資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられていますので、メーカーの受付窓口に回収を依頼してください。 また、自作パソコンやメーカーがない場合は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。 P15へ
	家電リサイクル法対象品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) 	購入する(した)小売店に引き取りを依頼するか、指定取引場所に直接持ち込んでください。 P16へ
	業務用機器 (家電リサイクル法対象品目以外のもの)	産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物はコチラ

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

お問い合わせ先

産業廃棄物処理業者の照会

(公財)福岡県産業資源循環協会
TEL: 092-651-0171

お問い合わせ先

産業廃棄物に関する相談

環境局 産業廃棄物指導課
TEL: 092-711-4303





処理を正しく行いましょう



一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する

担当区域の許可業者を案内しています。



お問い合わせ

協同組合福岡市事業用環境協会
092-432-0123

▼スマホは
こちらから



受付時間
月曜日～金曜日 9:00～17:00
第1・3・5土曜日 9:00～12:00

※ただし祝日を除く

許可を受けていない業者には、ごみの運搬や処分を依頼できません。

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方が課せられます。



- ☑ 「燃えるごみ」「燃えないごみ」「古紙」の3分別です。
- ☑ ごみ袋は、中身の見える透明または半透明の袋を使用してください。
- ☑ 原則として夜間収集です。

料金 (ごみ処理手数料)

定期収集

収集運搬経費

50ℓまでごとに
150円

処分経費

1kgまでごとに
14円

臨時収集

収集運搬経費

1m³までごとに
4,070円

処分経費

1kgまでごとに
14円

※上記の料金は条例で定めた手数料の金額であり、許可業者と契約する際の上限金額となります。(金額には消費税を含む)



少量排出 事業所用ごみ袋

会社・商店等の事業所と 自宅が一緒の場合

福祉サービス施設や社員寮など から排出されるごみについて



基本は50ℓの袋での排出ですが、特にごみの排出量が少ない事業所を対象にしたごみ袋です。収集料金などの詳細は、収集を担当する許可業者にお問い合わせください。



事業系ごみと家庭ごみを分けて出してください。それぞれの袋で分けて出せない場合は、すべて事業系ごみとして出してください。
※すべて事業系ごみとして出す場合、各区役所生活環境課(P22参照)で「併用世帯」の申請により収集費用の一部を市が助成する場合があります。



事業用建物なので、原則、すべて事業系ごみになりますが、その一部を家庭ごみとして排出することができる場合があります。詳しくは、収集管理課(P22参照)にお問い合わせください。



市の処理施設に自己搬入する

自己搬入ごみ事前受付センターに下記の方法でお申し込みください。



TEL受付

092-433-8234

受付時間
月曜日～土曜日 8:30～16:00
(1月1日～3日は休み)

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付(ただし当日分は各施設の最終受入時間の30分前まで)



インターネット受付

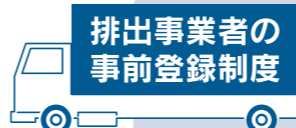
<https://uketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/>

▼スマホは
こちらから



受付時間
年中 24 時間受付
(メンテナンス期間は除く)

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付(ただし、当日分は14時30分まで)



排出事業者の 事前登録制度

令和3年11月からごみの自己搬入を行う排出事業者の事前登録制度を導入しています。事前登録の対象は、産業廃棄物を搬入する排出事業者や、トラックなどの貨物車等で一般廃棄物を搬入する排出事業者で、搬入申込みの際に、認証番号による本人確認が必要になります。未登録者は、搬入申込みができません。ご不明な点については、受付センター(092-433-8234)または環境局管理課(092-711-4316)までお問い合わせください。

搬入先(市の処理施設)

受付時間/月曜日～土曜日 8:30～16:00(臨海工場 9:30～15:30)
休み/日曜日、1月1日～3日 ※12月31日は全施設 15:00まで

燃えるごみ

東部工場
東区蒲田 5 丁目 11-2

臨海工場
東区箱崎ふ頭 4 丁目 13-42

クリーン・エネ・パーク南部
春日市大字下白水 104-5

西部工場
西区大字拾六町 1191

燃えないごみ

東部資源化センター
東区蒲田 5 丁目 11-1

西部資源化センター
西区大字拾六町 1191

東部(伏谷)埋立場
糟屋郡久山町大字山田 1431-1

西部(中田)埋立場
西区今津 4439

ガラスなど

料金 (ごみ処理手数料)

10kgまでごとに **140円**



- ☑ トラック等で覆いのない車両は、ごみが飛散、落下ないようにシートをかけてください。
- ☑ 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入してください。
- ☑ 複数施設に搬入する場合は、事前に分別を行ってください。(施設内での分別作業は禁止です。)
- ☑ 処理施設内では、管理者の指示に従ってください。
- ☑ ごみの投入の際に、受入基準違反物や申し出にない品目が確認できた場合は、持ち帰りをお願いしています。



古紙の分別と出し方について



古紙を燃えるごみに出すことや市の処理施設への搬入はできません。



古紙とは！

古紙とは不要になった紙で、リサイクルできる紙のことです。古紙の種類には、段ボール・新聞紙・雑誌類・雑がみがあります。

古紙の種類

段ボール

新聞紙

雑誌類

雑がみ (段ボール、新聞紙、雑誌類以外の紙です。)

封筒・はがき

メモ用紙・ふせん

お菓子などの空き箱

シュレッダー古紙
※ 透明袋を使用してください。

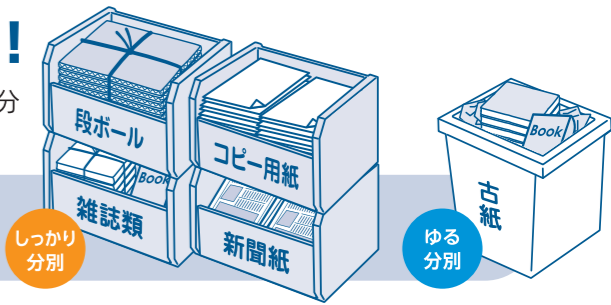
機密書類 (詳しくはP11へ)

01 STEP

まずは、古紙を分けましょう！

古紙専用のボックスなどを準備して、まずは紙類を分別できる環境をつくりましょう。

分別ボックスなどで、古紙を種類ごとに分別するか、1つの箱に入れて、ひとまとめにしておきます。



02 STEP

リサイクルできる紙を詳しく周知しましょう！

リサイクルできる紙は種類が多いため、分別に迷わないように、ボックス付近に「古紙分別図鑑」などを掲示しましょう。

古紙分別図鑑

しっかり分別 (古紙回収業者編)

スマホはコチラ▼

ゆる分別 (ごみ収集許可業者編)

スマホはコチラ▼

「古紙分別図鑑」は、環境局ホームページに掲載しています。

福岡市 古紙分別



古紙の出し方は2通り

2通りの出し方を併用することもできます。

しっかり分別 古紙業者を利用

- 回収費用をあまりかけたくない
- 保管場所がある

古紙を種類ごとに分別する。

業者選びに困ったら

ゆる分別 ごみ収集許可業者を利用

- できるだけ手間をかけたくない
- 保管場所がない

リサイクルできるさまざまな種類の紙を、一つの袋にまとめて出す。

業者が不明な場合は



よくある質問

古紙を自分で業者に持ち込むにはどうしたらいいですか？

しっかり分別の場合は「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」で持ち込みたい古紙業者を探してください。

ゆる分別の場合は、「福岡市リサイクルベース」へ持ち込んでください。
【福岡市リサイクルベース】
TEL: 092-441-8001 (P12参照)

福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイトへ

福岡市 古紙 マッチング

協同組合福岡市事業用環境協会
TEL: 092-432-0123

当協同組合は、収集可能な一般廃棄物収集運搬許可業者をご案内しています。



混ぜないで！ 禁忌品

古紙に混ぜてはいけないもの

リサイクルの原料にならない異物やリサイクルできない紙などを「禁忌品」といいます。禁忌品の扱いは業者によって一部違いがあります。詳しくは古紙業者やごみ収集許可業者にお問い合わせください。

禁忌品は古紙には混ぜずに、燃えるごみとして処理してください。

※食品のついた紙やにおいの強い紙が混ざると、他の紙に影響し全体がリサイクルできなくなります。

食品のついた紙(油污れなど) においの強い紙(石鹸や線香箱) 紙コップ・紙皿 カーボン紙 圧着はがき

感熱紙(レシート等) 不織布(マスク等)

※禁忌品の事例は古紙再生促進センター HP をご覧ください。

古紙再生促進センター 紙リサイクルの基礎知識

http://www.prpc.or.jp/recycle/waste_paper/

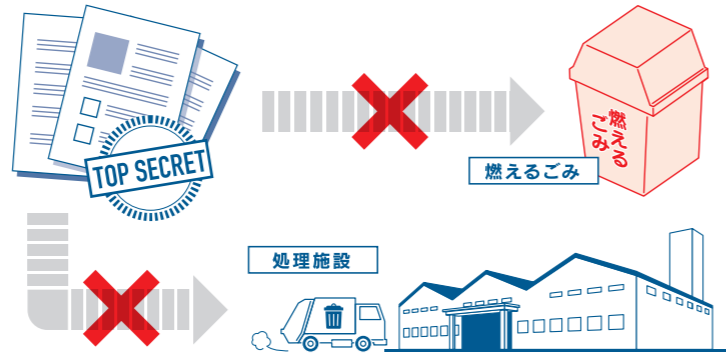
▼スマホはこちら



機密書類の処理について



機密書類についても、「リサイクルできる紙」であれば燃えるごみとして出すことができません。また、市の処理施設への搬入もできません。



機密を保持し古紙を資源としてリサイクルする「機密書類処理業者」へご依頼ください。業者により機密書類の処理方法が異なるので、**セキュリティや費用などの会社の実情にあった処理業者を選びましょう。**

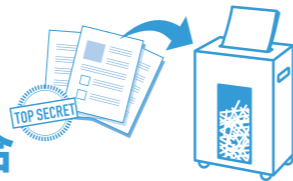
自社でシュレッダー処理しない場合

機密書類処理業者を選ぶ



自社でシュレッダー処理する場合

P9 古紙の出し方は2通りをご確認ください



古紙・機密書類を回収してくれる業者を見つけるためのマッチングサイト



福岡市 事業系ごみ資源化 情報発信サイト

古紙回収マッチング…古紙を回収してくれる業者を一括して探す。
機密書類処理マッチング…機密書類処理の料金等の詳細を一括して問い合わせる。

その他のコンテンツ

- 古紙回収・機密書類処理業者一覧
- ごみ減量・リサイクルのアイデア募集・紹介
- 優良事業者の紹介 ●メールマガジン

福岡市 古紙 マッチング

検索



<https://jigyogomi-recycle.city.fukuoka.lg.jp>

▼スマホはこちらから



その他古紙に関すること



古紙を減らすためのグッドポイント



両面印刷や2in1印刷を活用する



書類を一元化する
全員が書類を保管するのを控えて閲覧や掲示板を活用しよう



電子メールや記憶メディアを活用し、ペーパーレス化を推進する



コピー用紙の裏紙を利用する

福岡市リサイクルベース(資源化施設)

ごみ収集許可業者が回収した古紙を搬入する施設で、さまざまな種類の古紙を分別して、資源化する施設です。
※ご自身で搬入することも可能です。(事前連絡が必要です。)



お問い合わせ先

福岡市一般廃棄物リサイクルセンター株式会社
(福岡市リサイクルベース) 博多区西月隈4-1-7

TEL: 092-441-8001

FAX: 092-441-8002

E-mail: info@recyclebase.jp

持ち込み可能日時

月曜日～金曜日 8:00～16:00
※祝日と年末年始を除く 昼休み(12:00～13:00)を除く

搬入料金

全品目70円/10kgまでごとに



スマホはこちら

福岡市 リサイクルベース

検索

HP <http://www.recyclebase.jp/>

古紙分別に関する詳細は



別冊の『古紙分別ガイドブック(保存版)』をご覧ください。また、福岡市ホームページからご覧いただけます。



スマホはこちら

福岡市 古紙 分別

検索

HP <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/>



食品廃棄物・食品ロスの削減について



「食品廃棄物」と「食品ロス」

「食品廃棄物」とは、食品の製造過程から生じる残さ、流通過程から生じる売れ残り、消費過程から生じる食べ残しなどのことをいいます。「食品ロス」とは、食品廃棄物のうち、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（手つかず食品や食べ残しなど）のことをいいます。



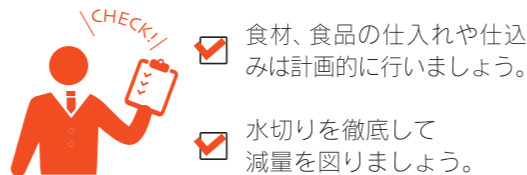
日本では**事業者及び家庭から年間約600万トン**発生しており、これは**国民1人あたり毎日お茶碗1杯分のごはん**を捨てていることに相当します。
(平成30年度農林水産省推計値)

食品関連事業者



※食品製造業から排出される食品廃棄物は、産業廃棄物として処理する必要があります。(P5・6参照)

まずは、発生抑制及び減量を



- ✓ 食材、食品の仕入れや仕込みは計画的に行いましょう。
- ✓ 水切りを徹底して減量を図りましょう。

食べ残しや売れ残りを出さないための活動

「福岡エコ運動」

福岡市では食品ロス削減に向け、「福岡エコ運動」を実施しています。飲食店や宿泊施設、食品小売店等を利用される方に「福岡エコ3項目」を積極的に周知するなど、食品ロス削減にご協力をお願いします。

※食品ロス削減に取り組んでいる飲食店や宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、市ホームページ等で紹介しています。

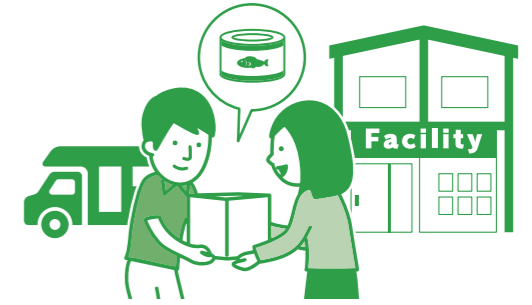


お問い合わせ先
環境局 事業系ごみ減量推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
TEL 092-711-4836 FAX 092-711-4823



まだ食べられる食品を必要な方々へ届ける「フードバンク」

フードバンクとは、まだ十分食べられるにも関わらず、流通できなくなった食品を寄付してもらい、必要としている方々へ無償で提供する活動をいいます。小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、余剰食品・規格外商品などは、フードバンクへの寄付を検討ください。



NPO 法人フードバンク福岡

受付日時: 月・木・金(祝日除く) 10:00~16:00
〒814-0122 福岡市城南区友泉亭 1-21
TEL 092-710-3205 FAX 092-710-3206

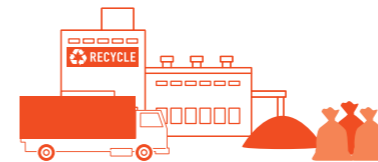


フードバンク活用のメリット

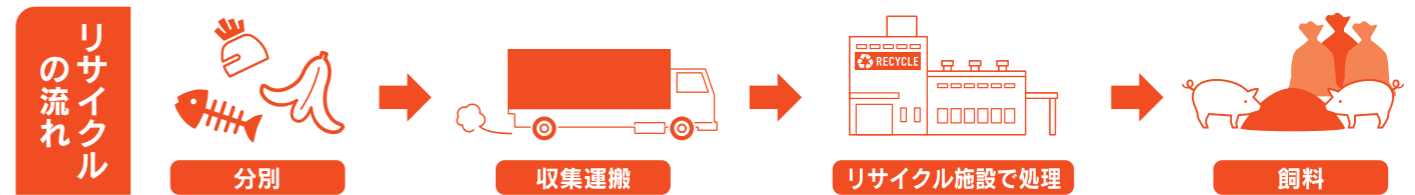
- ・食品廃棄物の減量により、処分費用の削減につながります。
- ・寄付による税制上の優遇措置があり、税負担の軽減につながります。優遇措置についての詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。
- ・困っている方々の支援になるため、企業としての社会貢献につながります。



食品廃棄物のリサイクル方法



食品リサイクル業者を活用し、飼料へリサイクル。



収集運搬や処理を専門業者に委託することで手間を軽減し、リサイクルに取り組めます。リサイクル料金は、排出量、性状、分別の度合いなどにより異なります。まずは各事業者にお問い合わせください。

リサイクル施設

(株)環境エイジェンシー TEL 092-807-1499
西区大字太郎丸 786-1

(株)環境エイジェンシー TEL 092-807-1499
西区大字太郎丸 786-1
(株)レディスト福岡 TEL 092-807-0082
西区大字千里 599-1
日本紙料(有) TEL 092-611-0679
博多区吉塚 6-6-43
グッドワーク(株) TEL 092-752-5525
中央区六本松 4-3-11-203

収集運搬依頼はこちら

※食品廃棄物に限定した収集運搬許可業者です。



その他(木くず・せん定枝、家電など)リサイクルについて



木くず・せん定枝、パソコン、家電リサイクル法対象品目は、**市の処理施設では受け入れられません。**



木くず・せん定枝

福岡市内における民間処理施設の受け入れ体制が整ったことから、市の処理施設では受け入れを行っていません。

処理方法

民間リサイクル施設へ搬入してください。
各施設の搬入条件や料金などは直接問い合わせください。
※自己搬入ができない場合は、産業廃棄物以外の木くず・せん定枝は一般廃棄物収集運搬許可業者(P7参照)に収集を依頼してください。

リサイクル施設

中山リサイクル産業(株)	東区箱崎心頭4丁目13-1	TEL 092-292-8488
木材開発(株)	東区東浜2丁目85-25	TEL 092-292-6470
(有)南部グリーンサービス	南区柏原685	TEL 092-566-1328
(株)梶原組	早良区小笠木字中原736	TEL 092-801-0045
早良西造園協同組合	西区羽根戸字池の下786-1	TEL 092-811-8231



パソコン

資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられており、メーカー各社によって、回収・リサイクルルートが設けられています。

対象機器



※付属品の回収はメーカーにお問い合わせください。

処理方法

メーカーがわかっている場合



メーカーの受付窓口にお申し込みください。

自作パソコンやメーカーがない場合



産業廃棄物として適正に処理してください。

お問い合わせ先 (公財)福岡県産業資源循環協会
TEL 092-651-0171

料金は、メーカーや業者によって異なります。それぞれお問い合わせください。



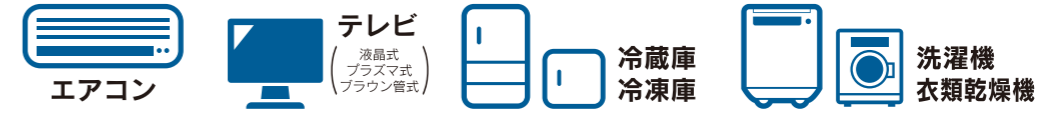
メーカーの受付窓口など、パソコンのリサイクルに関する詳細は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページ (<https://www.pc3r.jp/>) をご覧ください。



家電リサイクル法対象品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています。

対象機器



家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象です。専ら業務用として製造・販売されている機器は対象外になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

処理方法

買い替えの場合



新しい製品を購入する
小売店に引き取ってもらう

処分のみの場合



購入した小売店に
引き取ってもらう

小売店が不明の場合



お近くの回収協力店(ヤマダデンキ)に引き取りを予約するか、郵便局で手続きをした後、指定引取場所*へ直接持ち込む方法があります。
※詳しくは下記リサイクルポイントをご参照ください。

料金

$$\text{※1 リサイクル料金} + \text{※2 収集運搬料金} = \text{※3 支払金額}$$

※1 品目やメーカーによって異なります。
※2 小売店によって異なります。
※3 家電リサイクル券の控えを受け取りましょう。



対象機器、対象外機器の詳しい例示やメーカーごとのリサイクル料金一覧、指定引取場所、リサイクルの手続きなどは、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。



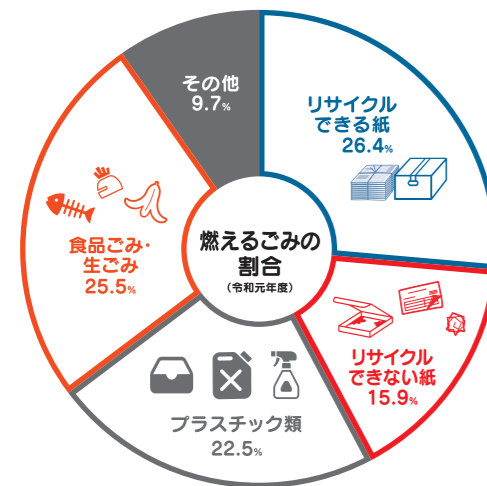


業種別 ごみ減量・リサイクルチェックシート



令和元年に事業所から出た燃えるごみの組成調査を実施しました。その調査結果を業種別にグラフで表しています。業種によって、発生するごみの種類は大きく変わってきます。その中で、ごみの減量・リサイクルを進めるにあたり、業種別にポイントを掲載していますので、是非お役立てください。

事務所



カ・イ・ゼン POINT

古紙の発生を抑えましょう

- ☑ 両面印刷や2 in 1 印刷を活用している
- ☑ 書類を一元化(回覧や掲示板を活用)している
- ☑ 電子メールや記憶メディアを活用し、ペーパーレス化を推進している
- ☑ コピー用紙の裏面を利用している

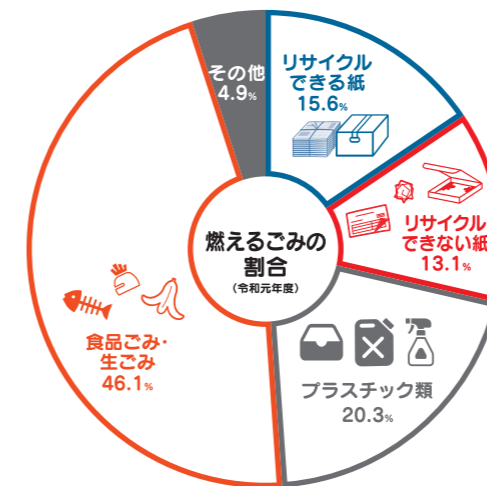
使えるものは繰り返し使いましょう

- ☑ フラットファイルやパイプ式ファイルなどを繰り返し使用している

リサイクルに取り組みましょう

- ☑ 古紙をリサイクルしている (古紙リサイクルの詳細はP9をご覧ください)
- ☑ 空き缶、空きびん、ペットボトルなどは、納入業者やリサイクル業者等に引き渡している

小売業



カ・イ・ゼン POINT

ごみの発生を抑えましょう

- ☑ マイバッグの呼びかけを行い、レジ袋削減に取り組んでいる
- ☑ 商品などの仕入れや納品には通い箱を使用している
- ☑ 需要予測システムなどを活用し適量発注、適量製造を行っている

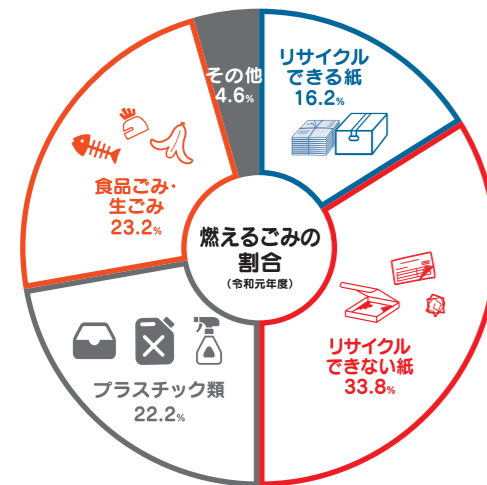
まだ食べられる食品をごみにしない

- ☑ 賞味期限・消費期限内の食品をフードバンクなどに寄付している
- ☑ 値引き販売などにより、売れ残りを減らしている

リサイクルに取り組みましょう

- ☑ 食品リサイクル業者を活用し、リサイクルしている (食品廃棄物のリサイクルの詳細はP14をご覧ください)
- ☑ 古紙をリサイクルしている (古紙リサイクルの詳細はP9をご覧ください)

医療施設



カ・イ・ゼン POINT

古紙の発生を抑えましょう

- ☑ 電子メールや記憶メディアを活用し、ペーパーレス化を推進している
- ☑ 書類を一元化(回覧や掲示板を活用)している
- ☑ 薬などの仕入れには通い箱を使用している

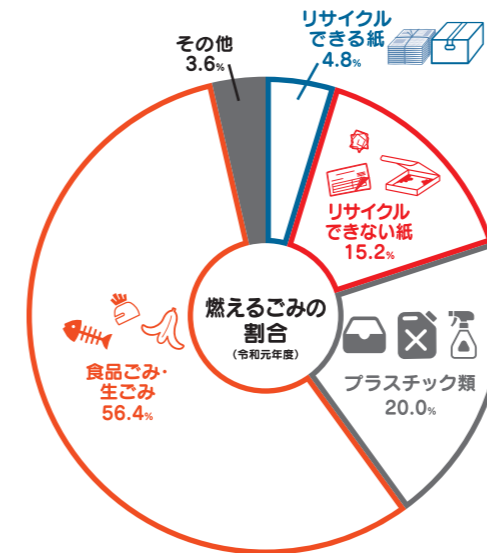
ごみを減らす工夫をしましょう

- ☑ 共用部などに古紙用の分別ボックスを設置している

リサイクルに取り組みましょう

- ☑ 古紙をリサイクルしている (古紙リサイクルの詳細はP9をご覧ください)
- ☑ 空き缶、空きびん、ペットボトルなどは、納入業者やリサイクル業者等に引き渡している

飲食店



カ・イ・ゼン POINT

食品廃棄物を減らしましょう

- ☑ 天候や気温・曜日によって仕入れや仕込みの量を調整している
- ☑ ハーフサイズなどの適量注文に対応している
- ☑ お客様に食べきりの呼びかけを行っている

使い捨て製品の使用を控えましょう

- ☑ お箸やコップは繰り返し使えるものを使用している
- ☑ 食材などの仕入れには通い箱を使用している

リサイクルに取り組みましょう

- ☑ 食品リサイクル業者を活用し、リサイクルしている (食品廃棄物のリサイクルの詳細はP14をご覧ください)
- ☑ 古紙をリサイクルしている (古紙リサイクルの詳細はP9をご覧ください)



事業者の責務



事業者の責務

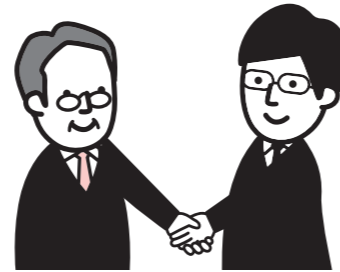
事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第7条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。



自己処理責任



3Rの推進



市施策への協力



それぞれの役割を果たし、互いに連携しましょう

ごみ減量・リサイクルを推進するには、関係者同士の連携が不可欠です。自らの事業所での取り組みをはじめ、建物に入居する事業所においては建物の所有者・廃棄物管理の責任者・テナントや社員がそれぞれの役割を果たし、連携することで取り組みがより効果的なものになります。



連携

建物の所有者



- 廃棄物・資源物の保管場所の設置
- 廃棄物管理の責任者を選任
- ごみ減量・リサイクルに関するルールの作成と共有

廃棄物管理の責任者



- 廃棄物発生・処理状況の把握
- テナントの廃棄物処理に関するルールの設定及び周知
- 3Rの推進(分別体制の整備)
- 所有者・テナント等との連絡調整

テナント・社員



- 廃棄物の発生抑制
- 手元分別、フロア分別の徹底
- 廃棄物処理に関するルールの順守



特定事業用建築物について



1,000㎡超



福岡市では、事業用途の床面積が1,000㎡を超える建築物を「特定事業用建築物」と規定しており、その所有者等※には、3つの義務が条例で定められています。

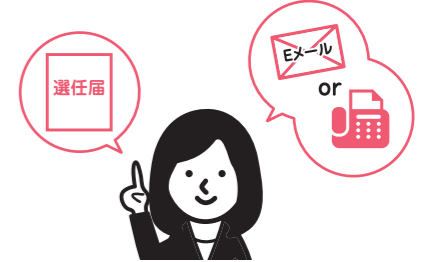
※条例で規定する建築物の「所有者等」とは、建築物の所有者、賃貸借契約における建築物の借主、建築物に維持管理・運営等の権原を全て持つものをいいます。



所有者等の3つの義務

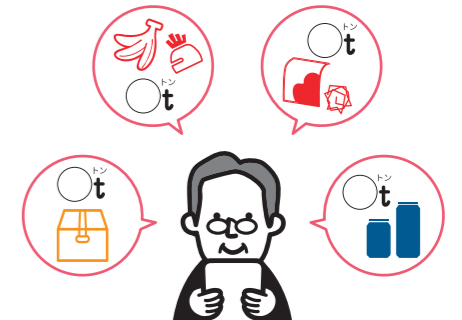
廃棄物減量等推進責任者を選任

特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等推進責任者を選任し、福岡市へ届出を行う必要があります。「廃棄物減量等推進責任者選任(解任)届」は福岡市環境局ホームページ(P22参照)からダウンロードできます。



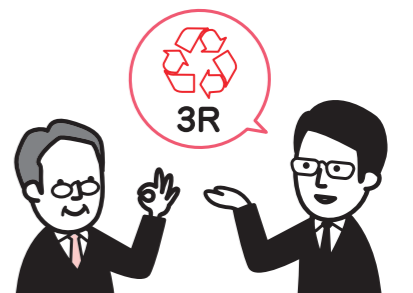
『廃棄物の減量等に関する計画書』を毎年提出

特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等への取り組みや前年度の廃棄物発生量等を報告する「廃棄物の減量等に関する計画書」を福岡市へ毎年提出しなければなりません。「廃棄物の減量等に関する計画書」は福岡市環境局ホームページ(P22参照)からダウンロードできます。締切は毎年6月30日(必着)



計画書に従ったごみの減量

特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から生じる廃棄物について、計画に従って減量しなければなりません。また、特定事業用建築物の占有者(テナントなど)は、ごみ減量のために所有者等(管理者など)に協力しなければなりません。



提出先

環境局 事業系ごみ減量推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市役所本庁舎13階

TEL

092-711-4836

FAX 092-711-4823

特定事業用建築物について



▲スマホはこちらから



根拠となる法令



廃棄物の処理及び清掃に関する法律【抜粋】

(事業者の責務)

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例【抜粋】

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)の利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(特定事業用建築物の所有者等の義務)

- 第13条 事業用建築物で規則で定めるもの(以下「特定事業用建築物」という。)の所有者(所有者以外にその特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者がいるときは、当該権原を有する者。以下「特定事業用建築物の所有者等」という。)は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物減量等推進責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 特定事業用建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系廃棄物を、前項の計画に従って減量しなければならない。
- 4 特定事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、特定事業用建築物の所有者等に協力しなければならない。

(土地又は建物の占有者の義務等)

- 第20条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則【抜粋】

(ごみ容器の基準等)

- 第9条 条例第20条第1項の容器の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) ごみが識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (2) ごみが飛散し、及び流出するおそれのないものであること。
- (3) 焼却できる素材を使用したものであること。

食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律)【抜粋】

(事業者の責務)

- 第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)【抜粋】

(事業者及び消費者の責務)

- 第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)【抜粋】

(事業者等の責務)

- 第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。
- 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)【抜粋】

(事業者及び消費者の責務)

- 第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。



お問い合わせ先



環境局 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所本庁舎 13階

事業系ごみ減量推進課

事業系一般廃棄物の
排出方法や減量・
リサイクルに関すること



TEL
092-711-4836
FAX 092-711-4823

収集管理課

事業系一般廃棄物の
収集運搬許可業者に関すること



TEL
092-711-4346
FAX 092-733-5907

産業廃棄物指導課

産業廃棄物に
関すること



TEL
092-711-4303
FAX 092-733-5592

併用世帯に
関すること
P7 事業所と自宅が
一緒の場合

- 東区生活環境課
TEL 092-645-1061 FAX:092-632-8999
- 博多区自転車対策・生活環境課
TEL 092-419-1068 FAX:092-441-5603
- 中央区生活環境課
TEL 092-718-1091 FAX:092-718-1079
- 南区生活環境課
TEL 092-559-5374 FAX:092-561-5360

- 城南区生活環境課
TEL 092-833-4086 FAX:092-822-4095
- 早良区生活環境課
TEL 092-833-4340 FAX:092-841-6687
- 西区生活環境課
TEL 092-895-7050 FAX:092-882-2137
- 西区西部出張所
TEL 092-806-9430 FAX:092-806-6811

環境局ホームページ

福岡市の環境

検索

HP <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyoy/>

スマホは
こちら▶



福岡市の環境に関する取り組みや
情報を発信しています。

